

国は賢を以て興る

——『潜夫論』における現状批判と賢人観から唯才主義へ——

長谷川 隆 一

はじめに

従来の王符『潜夫論』研究⁽¹⁾は、潜在的な矛盾として儒家的・法家的な記述が併存している事に対し、それをいかに整合的に解釈するか、ということに議論の焦点が絞られていた⁽²⁾。渡部東一郎は、「寛猛相濟」を根拠に、『潜夫論』は、「寛」政・「猛」政を正当化しているのであって、それらは儒教の枠内に収まるものである、という⁽³⁾。首肯すべき意見である。ただ、後漢は「儒教」国家であり⁽⁴⁾、ある意味でそれは当然と言え、これまでの先行研究の到達点も、王符の記述を各々が解釈したというものである。ここに留まれば、王符の思想を大枠において把握したことにしかならない。

さて、『潜夫論』を紐解くと、彼が「賢」という語を用いながら、議論を展開している箇所が多いことに気づかされる。これ自体は珍しいことではないが、『潜夫論』の中で「賢」がどのように使用さ

れているのか、ということを見れば、彼の思想の一端を明らかにすることができよう。

かかる視座に立ち、「賢」について指摘した先行研究者として、劉文英・日原利国・馬場英雄が挙げられる。劉は、王符の政治思想上において、「国以賢興」という觀念が重要であるとし、また王符が「尚賢」でなく「任賢」を重要視していると述べる。そして、賢才の標準と評定、賢才の推挙と選抜、賢才の考績と昇黜というように項目を分け、検討している⁽⁵⁾。ただ、その検討は紙幅もあるのか深められておらず、表面的なものとなっている。日原は、あくまで「中庸」の民においてであるが、善悪賢愚は、「後天的条件」であると⁽⁶⁾。氏の言う「賢」が「後天的」であることは、王符の中で通底する考えである。しかし、真に検討するべきは、このような思想が、どのような背景に基づいて生まれたのかであろう。対して、馬場は、彼の批判対象を鄧鸞や鄧太后と指摘したうえで、王符の最も強調するのは、「賢者」の不在という事実であり、それはいいのではなく、

見いだされないのだと王符がしていることを指摘し、「賢者」とは人の資質の問題ではない、世に出てしかるべき地位にあって初めて賢者でありうる、という。⁽⁷⁾しかし、「賢者」とは人の資質の問題ではない、という点には重大な問題点がある。というのも、私見では王符は真逆の事を述べているからである。ゆえに、本稿では、まず、王符の想定していた批判の対象が何を指しているのかを明らかにしたうえで、その状況下での「賢」人について述べ、それを手掛かりに賢についての思想的系譜まで述べたい。

一、王符の批判対象について

『潜夫論』の著作年代の基本的理解は、『四庫提要』に

規官を解き里に帰るは、本伝の延熹五年に在るに拠れば、則

ち符の書を著はすは桓帝の時に在り、故に説く所漢末弊政を

切すこと多し（『四庫提要』卷九十一 子部一 儒家類⁽⁸⁾）。

とある通りである。しかし、これをもって著作年代を桓帝期に比定するのは、性急な議論であろう。張寛⁽⁹⁾は、『潜夫論』全篇が成立したのは、安帝永初元（一〇七）年〜順帝永和五（一四〇）年の間とする。穏当な見解であるが、範囲はより限定されるべきである。これらに対し、中嶋隆蔵は、「第二次涼州放棄論⁽¹⁰⁾」への批判が色濃く見える「救辺」「辺議」「実辺」篇らの成立は、一一七年ころであると述べている⁽¹¹⁾。この論を押し広げて、中嶋は以下の条件をあげて批

判の対象も和安帝社会であると推定する。

①馬融・張衡・崔瑗・竇章など王符の朋友の伝中に、王符の名が見えない。

↓彼らとの交際は、非常に早期で短期間。

②「安定の俗は庶孽を鄙み、而して符 外家無く、郷人の賤しむ所と為る。和、安の後より、世 游宦に務め、当塗者 更も相 薦引するも、而れども符 独り耿介として俗に同ぜず」であり、「少くして学を好み、志操有り」であるにも関わらず、昇進できず著述に専念したため、かなり若い時期に隠居した。

③『潜夫論』中の対羌戦争を論じた救辺篇の「此くの若き以来 出入九載」、辺議篇の「此くの若くして、己に積むこと十歳」、実辺篇の「十歳に至るも挙ぐるを得ず（孝廉）」という記事は、羌族が反乱を起こしてから約十年がすぎたことを表す。

↓これらの篇の成立は、一一七年頃と推定。

↓かりに、一つの書物としてのまとまった体裁を考えれば、全書成立時期において、当然年代の変更や情勢の変化に応じて内容の訂正を行うはずであるから、この場合、羌族反乱後十年ころには全書が成立していたと考えてよい。

④「頃く有りて、又 王符 門に在りと白す。規は素より符の名を聞けば、乃ち驚き遽て起ち、衣に帶するに及ばず、履を履して出でて迎へ、符の手を援きて還り、與に坐を同じくして、歡を極くす」とあり、一介の野人でありながら名は高位高官の

人に伝わっており、『潜夫論』は早くから執筆公開された、もしくはその思想を早くから公にしていた可能性がある。

この中嶋の見解は、踏まえるべきもので、基本的に首肯しうる見解である⁽¹²⁾。本稿は、これを基本的に踏襲するものである。また、考績篇に、「聖漢踐祚、載祀四八」とある。前漢が始まったのは、前二〇六年であり、そこから三二〇年後は、紀元一四四年である。すなわち、元初元年を指す。これをみても、中嶋の見解・これから指摘する本稿の論の妥当性が担保される。

さて、当該期において、政権を握っていたのは、南陽新野の鄧騭を中心とした鄧氏一族であった。ここでは、彼の政権状態を仮に「鄧騭専権」としておこう⁽¹³⁾。馬場は、上記三篇+勸将篇における王符が想定していた批判対象は鄧騭、その背後にいる鄧太后であると指摘する⁽¹⁴⁾。鄧騭への批判はその他の篇でも確認でき、それを踏まえれば、批判の対象が明確化された篇を上記三篇+勸将篇のみとするべきではない。本項では、王符の批判の対象が「鄧騭専権」状態であり、それが上記三篇以外にも示されていることを確認するため、「永初の乱」に対する対応への批判、現実政治への批判の両面から検討する。

・「永初の乱」への批判

往者羌虜 背叛し、始め涼・并より、延びて司隸に及び、東のかた趙・魏に禍し、西のかた蜀・漢に鈔し、五州 残らず破れ、六郡 削迹せられ、周迴千里、野に矛遺無く、寇鈔禍害、昼

国は賢を以て興る

夜 止まず、百姓 滅没し、日月 焦尽す。而れども内郡の士の殃を被らざる者、咸 云へらく、当且に放縱して、以て天の時を待つべし、と。用意の此くの若きは、豈に人心ならんや(救辺篇)⁽¹⁵⁾。

まず、彼の批判は、「内郡の士の殃を被らざる者」による日和見的な態度を「豈に人心ならんや」と厳しく批判するところから始まる。次段に、王符が何を批判しているのか、より詳しく述べられている。

前に羌の始め反するや、公卿・師尹 咸 涼州を捐棄し、却きて三輔を保たんと欲するも、朝廷 聴かず。後に羌 遂に侵すや、而して論者多く惑議に従はざるを恨む。余窃かに之を笑ふ。所謂 購るも亦た悔ひ、購らざるも亦た悔有るのみ、未だ始めより変の理を識らず。地に辺無く、辺無くんば国を亡ふ。……今 武を厲しくして以て虜を誅し、材を選びて以て境を全ふせず、而れども辺 守る可からざるを云ひ、先づ自ら割たんこと欲し、便を寇敵に示すは、亦た惑へるにあらずや(救辺篇)⁽¹⁶⁾。

一一一年に龐参により提出された「第二次涼州放棄論」は、「騭及び公卿 国用の足らざるを以て、参の議に従はんとするも、衆同じからざるもの多く、乃ち止む⁽¹⁷⁾」とあり、王符も「朝廷 聴かず」と述べるように、却下された。けれども、後に羌の侵攻が広範囲に及ぶと、みな「第二次涼州放棄論」に従わなかったことを恨んだという。それに対し、虞詡の意見とほぼ同様のことを述べながら、最

後に、逃げ腰の「公卿・師尹」に対し、激烈な批判を加える。この二段は、「第二次涼州放棄論」を支持する「内郡の士の殃を被らざる者」逃げ腰の公卿・師尹への批判を展開しているといえる。そして、先に述べたように「第二次涼州放棄論」を支持したのは、「鄧騭専権」であった。

ただ、王符の批判は「第二次涼州放棄論」にとどまらない。具体的に西羌鎮庄に向かった「将帥」にも厳しい目を向ける。

前に羌の始めて反せるの時、将帥 守令の群を以る、富厚の蓄を籍り、列城に拠りて利勢に處り、十万の衆を擁し、勇傑の士を將る、以て草創新叛散乱の弱虜を誅せんとするも、自ら至るの小寇を撃ちて、擒滅すること能はず。……此れ天の災ひに非ず、長吏の過なるのみ（勸将篇¹⁸）。

「富厚の蓄を籍」り、「列城に拠りて利勢に處」り、「十万の衆を擁」し、「勇傑の士を將」いた「将帥」にもかかわらず、王符が「弱虜」と認識する西羌を撃つことはできなかった。そして、大敗を喫し、その原因はすべて「長吏の過」であると断罪するのである。つまり、ここでいう「長吏」とは、「将帥」を指す。その「将帥」とは、「（一〇七年）冬、車騎將軍の鄧騭を遣はし、征西校尉の任尚を副とし、五營及び三河・三輔・汝南・南陽・潁川・太原・上党兵合して五万人を將る、漠陽に屯せしむ。明年春、諸郡兵未だ至るに及ばずして、鍾羌の数千先づ撃ちて騭軍を冀西に敗り、千余人を殺す¹⁹」とあるように、鄧騭であった。

ここまでを整理すると、「第二次涼州放棄論」を支持する「内郡の士の殃を被らざる者」逃げ腰の公卿・師尹」鄧騭に与する人々及び、「富厚の蓄を籍」り、「列城に拠りて利勢に處」り、「十万の衆を擁」し、「勇傑の士を將」いた「将帥」鄧騭というように、両面から「鄧騭専権」を批判しているとみることができよう。ただ、これだけでは、「永初の乱」に対する批判が展開されている篇——「救辺」「辺議」「実辺」「勸将」——しか妥当性を確認できず、先行研究の指摘した域をでることができていない。そのため、上記四篇以外でも「鄧騭専権」を批判していたことを述べる。

・上記四篇以外における批判

今世に位を得るの徒、女妹の寵に依りて以て士に驕り、亢竜の勢を藉りて以て賢を陵ぎ、而して志義の士をして、匍匐して躬を曲げて以て己に事へ、毀顔諂諛して以て親を求め、然る後に乃ち之を保持せしめんと欲すれば、則ち貞士採薇凍餒し、巖穴の中に伏死するのみにして、豈に肯へて其の闕を踐みて其の人に交はらんとする者有るをや（本政篇²⁰）。

この段では、まず理想の政治として周公を挙げる。そして、世で位を得ているものは、「女妹の寵」を頼りにして士に驕り、「亢竜の勢」を恃みにして賢人をしのいでいる。「女妹」とは、妹を指し、その寵を頼りにするとは、いわゆる外戚政治を指していると考えて大過ない。そして、『周易』乾卦 上九を典拠とする「亢竜（登りすぎた竜）」の勢力を恃みにして（それにむらがり）賢人を侮るもの

とは、「鄧騭專權」を構成している人士を批判しているに相違ないだろう。また、「賢難篇」に

①今の世俗の人、自ら其の親きに慢りて人の之を敬ふを憎み、自ら其の親きに簡りて人の之を愛するを憎む者 少なからざるなり。②豈に独だ品庶のみならんや、賢材時に焉れ有らん。

鄧通 文帝に幸せられ、心を尽くして違はず、吮癰して忤色無し。帝 病みて楽まず、従容して曰く、「天下の誰か最も朕を愛する者か」と。③鄧通 太子の孝を称へんと欲し、則ち因りて対へて曰く、「太子の最も陛下を愛するに若くは莫きなり」と。④

太子 疾を問ふに及び、帝 吮癰せしめんとするも、之を難しとする色有り、帝 悦ばずして太子を遣る。既にして鄧通の常に吮癰するを聞くや、乃ち慚ちて之を怨む。帝位を嗣ぐに及び、遂に通の罪を致して餓死に至らしむ。⑤故に鄧通 其の行ひの心力を尽くして人を害する無き所以、其の言の太子を誉めて孝慈を昭かにする所以なり。太子 自ら其の称を尽くす能はざれば、則ち反つて怨を結びて咎を焉に帰す。人の長を称ふるは、其の孝を彰かにせんと欲すればなり。且つ猶ほ罪と為るがごとければ、又 況んや人の短を明らかにし世を矯むる者をや(賢難篇)⁽²¹⁾。

鄧通とは、『史記』卷一百二十五 佞幸列伝や『漢書』卷九十三 佞幸伝に現れる、佞臣である。つまり、少なくとも司馬遷や班固は、評価していない人物である。ただ、王符の見方は異なる。

国は賢を以て興る

①今の世俗の人は、「親きに慢りて人の之を敬ふを憎み(血縁が近いことに慢心して関係のない人間がこれを敬うのを憎み)」、「親きに簡りて人の之を愛するを憎む(血縁が近いことに侮つて関係のない人間がこれを愛するのを憎む)」ことが少なくない。

②「品庶」だけでなく、「賢材」にもあることである。

彼のいう心は、血縁者でない人が、それ以外の人間が自身の血縁者に親しくすることを許さない、ということが多々あるということだろう。そして、引かれる事例が、鄧通である。

③鄧通は、文帝の質問に対し、「太子の孝を称へん」として太子(景帝)を顕彰する。

④しかし、太子は、文帝にできた腫物を口ですすることに難色を示し、それにより文帝の不興を買う。そして、鄧通がそれを常に行っていることを聞くと、彼を恨み、死に至らしめた。

これに対し王符は、この話の文脈自体とはあまり関係のないところで、鄧通を顕彰する。

⑤彼は太子の「孝」を彰かにしようとしただけで、その「孝」を尽くすことのできなかった太子が悪いのであり、「孝」を顕彰することが罪になるのなら、どうして人の短所を指摘して世の中を正そうとするものが罪をうけないであろうか、という。

彼の論理の中で言えば、太子の「孝」を彰かにしようとした鄧通が(景帝にくらべれば)「賢」なのであり、反対に「孝」を尽くせ

なかつた太子は、(鄧通にくらべれば)「小人」なのである。⁽²²⁾しかし、これは、明らかに普通の評価ではない。班固は、景帝の治世を、「周は成康を云ひ、漢は文景を言ふ、美なるかな(周云成康、漢言文景、美矣)、『漢書』卷五 景帝の贊)」とたたえているし、それに『漢書』卷九十三 佞幸伝の贊には、「王者人を私するに官を以てせざるは、殆んど此れが為なり(王者不私人以官、殆為此也)」とある。つまり、王符の評価は、通常とは完全に反転している。なぜこのような評価がおこりえたのだろうか。

前漢が成立してより以来、抱えていた国家問題は、対匈奴政策であった。それは、高祖が白登山で敗北し、屈辱的な臣従関係を結んだことより始まる。そして、この関係性は、対等になりこそすれ、漢が上になつことはなかつた。しからば、答えは明らかであろう。文・景期の匈奴との力関係は、王符の直面している現実と、軌を一にしている。つまり、匈奴の侵攻は退けながらも、積極策に出るわけではない景帝と、西羌の反乱に対し、積極策を講ずることなく、あまつさえ涼州を放棄しようとする鄧騭やその周辺を、重ね合わせているのである。しからば、この評価の真意が理解できる。王符にとって、「小人」は、景帝であり、鄧騭なのである(この評価は、鄧騭と同姓の鄧通を事例に引くことにより、暗に鄧騭を批判したい王符の含意がよりよくみてとれる)。

ここまで指摘したことを踏まえれば、「救辺」「辺議」「実辺」「勸将」の四篇だけでなく、その他の篇においても『潜夫論』が「鄧騭

専権」に対する批判を行っていたこと、明らかである。つまり、『潜夫論』は基本的に「鄧騭専権」下にあった世界を想定して描かれていることになる。そして、「はじめに」で述べたように、『潜夫論』中には「賢」について記され、「賢」の処遇や活かし方への指摘が多くみられる。すなわち、『潜夫論』における「賢」への論及は、「鄧騭専権」下における「賢」への論及へと読み替えることが可能であろう。その詳細は次で述べることとして、項を移すこととしたい。

二、「鄧騭専権」下の「賢」

「鄧騭専権」下において、「永初の乱」は、甚大な被害をもたらした。それは、結局ならなかつたが、「第二次涼州放棄論」を起こさせるほどのものであった。彼が「末世(潜嘆篇)」と認識する世界において、政治というのは誰に任されるべきなのか。それについては、

①折衝安民、要は賢に任ずに在り、境に促すに在らず。②齊・魏は却きて守り、国は以て安んぜず。子嬰は自ら削り、秦は以て在さず。⁽²³⁾③武皇帝は夷を攘ひ境を拆き、……武軍の嚮かふ所、夷の滅せざる無し(救辺篇)。

①「折衝安民(敵に勝ち民を安寧に導く)」ことの「要(かゝる)め」は、「賢」に(政治を)任せることにあり、辺境に促すも

のではない。

② 齊・魏・秦王子嬰を非とする。

② 漢の武帝を是とする。

これをみれば分かるように、王符は、辺境に対し強硬策をとった武帝を顕彰する。この「任賢」思想が、基本的に王符の政治思想の根幹となっている。ただ、当然であるけれども、「鄧鷟專權」では「任賢」の状態になっていないから王符は批判する。

凡そ国の君に有る者は、未だ嘗て治を欲せざることあらざるなり、而れども治世に見れざる者は、任ずる所賢ならざるが故なり。世に未だ嘗て賢無きことあらざるなり、而れども賢用ひらるるを得ざる者は、羣臣の妬みなり。(潜歎篇²⁴)。

君主は、治まることを欲しないことはない。しかし、それが世の中に表出されないのは、任じている臣下が、「賢」ではないからである。ただ、世の中に「賢」がないわけではない。羣臣の嫉妬や妬みによって、用いられることがないのだ、と。つまり、「君」と「賢」との間に「羣臣」が存在し、その「羣臣」の妬みにより、「賢」は進めないと王符はする。しからば、「妬み」を避けられれば、「賢」は進められ、それで良いわけであるが、実際はそうならない。

夫れ国に妬男に乏しからざるは、猶ほ家に妬女に乏しからざるがごときなり。近古より以来、外より内に及び、其れ功名を争ひて己を過ぐるを妬む者、豈に希からんや。予以へらく、① 惟だ両賢宜しく相害はざるべきと為すのみか。然るに、范

国は賢を以て興る

睢白起を緦け、公孫弘董仲舒を抑ふるは、此れ朝を同じくし君を共にして寵禄をば争ふ故なるや。② 惟だ邦を殊とし利害を

異途し干さざる者は以て免るる可きと為すのみか。然るに、孫臧能を楚に修め、龐涓魏より色を変へ、誘ひて以て之を削る。韓非治を韓に明らかにし、李斯秦より思を作し、致らしめて之を殺す。嗟々士の相妬むこと豈に此くの若く甚しきや。此れ未だ君に達せざるが故に禍を受くるか。③ 惟だ知られて以て

信を得ふ可きと為すのみか。然るに、京房数々元帝と論難し、考功を制りて守を選ばしむ。晁錯雅より景帝の知る所と為り、漢法を条して乱さざらしむ。夫の二子の君に於けるや、知らること深くして寵愛せらるること殊と謂ふ可きも、然れども京房冤死して上曾ち知らず、晁錯既に斬られて帝乃ち悔ゆ。此れ材明らかに未だ身を衛るに足らざるが故に難に及ぶや。

④ 惟だ大聖能く累はす無きを為すのみか。然るに、帝乙義を以て故に囚はれ、文王仁を以て故に拘はる。夫の体至行仁義にして、南面に扼るの師尹卿士すら、且つ猶ほ難無きこと能はず、然れば則ち夫子削跡せられ、叔向縲紲せられ、屈原放逐せられ、賈誼貶黜せられ、鐘離廢替せられ、何敞束縛せられ、王章抵罪せられ、平阿斥逐せらるるは、蓋し其れ士を軽んずる者なり(賢難篇²⁵)。

傍線部を引いた部分は、具体例に移る前の王符の問いである。

① 二人賢者がいれば、互いに害することはないのか。

② 国を違え利害が異なり互いに領分を犯さない者は免れるのか。

③ 皇帝に重んじられて信用を養えばよいのか。

④ 大聖は、人に迷惑をかけることがなければよいのか。

一読すればわかるが、彼らはすべて禍にあっている。結局王符が言いたいの、どんな状況、どんな社会的に地位にあっても、「妬み」を免れることはないのだ、ということなのであろう。彼の生きる世界は、このような「妬み」が充滿していたのである。そしてその「妬み」は、大聖羣賢すらそうなのだから、「吠畝の佚民」・「山谷の隠士」のような人もまた然りである。

故に所謂賢難なる者は、賢の難に非ず、免るること則ち難きなり。彼の大聖羣賢は、功成り名遂げ、或ひと侯伯を爵し、或ひと公卿に位し、尹は天官に抛り、東ぶこと帝心に在り、宿夜侍宴し、名達して猶ほ此くの若きこと有れば、則ち又況んや吠畝の佚民、山谷の隠士、人に因りて乃ち達し、論を時ちて乃ち信ぜらるる者をや。此れ智士の鉗口して舌を結び、囊を括りて共きて黙する所以なるのみ者なり。

且れ閭閻の凡品は、何ぞ独だ識るのみならんや。苟も塵を望みて剽声するのみ。其の論を觀るに、能く閭閻の行跡に本づき、臧否の虚実を察するに非ざるなり。直だ面に我れを誉むる者をして智と為し、己に諂諛する者を仁と為し、姦利に処る者を行と為し、禄位を窃む者を賢と為すのみ。豈に復た孝悌の原、忠正の直、綱紀の化、本途の帰を知らんや。此れ鮑焦の道左に立

ち枯れる所以、徐衍の自ら滄海に沈む所以の者なり（賢難篇）²⁶。

そしてこの段では、「上聖大賢」から「吠畝の佚民、山谷の隠士」の嫉妬による受難へと議論が移り、それを踏まえた上で、「閭閻の凡品」の評価の無能さが語られる。すなわち、「吠畝の佚民、山谷の隠士」は評価されねば官途につくことはできない。それには、「閭閻の凡品」の評価が不可欠である。しかし、彼らの評価は非常に恣意的であり、それにより鮑焦や徐衍のような、「吠畝の佚民、山谷の隠士」は評価されることなく死んでいくのだ、と。ここで、話は「妬み」から他人を評価することの問題へと移っていく。

諺に曰く、「一犬形に吠ゆれば、百犬声に吠ゆ」と。世の此れを疾むこと固より久しからんや。吾世の真偽の情を察せざるを傷む、故に虚義を設けて以て其の心を喻へて曰ふ、「今宰司の士を取るを觀るに、司原の佃に似ること有るなり。昔司原氏なる者有り、中野に燎獵す。鹿の東のかた奔るや、司原縦に之を諷ぐ。西方の衆に狶を逐ふ者有り、司原の諷ぐを聞かや、競ひて音を擧げて之を和す。司原音の衆きを聞き、則ち反つて己の逐ふを輟めて往きて伏すや、夫の俗聖の狶に遇ふ。司原喜びて自ら白瑞の珍禽を獲たりと以ふや、芻豢を尽くし困倉を単くして以て之を養ふ。豕俛仰嘔呻し、容声を為す作すや、司原愈々益々之を珍とす。居ること何も無く、烈風興りて沢雨作り、巨豕に灌ぎて聖塗滄滄はり、逐ふや駭懼し、真声出づれば、乃ち是れ家の艾豸たるを知るのみ。此れ声に

随ひ響くを逐ふの過なり。衆之に遇ふも未だ信に赴かず（賢難篇⁽²⁷⁾）。

この話は、明らかに人物評価の危うさ、くだらなさに対する批判の段である。司原が西方の衆の騒ぐのを聞いて、これは珍奇なものに違いないと思って大切に育てた白塗りの豚は、烈風がおこり雨に打たれると、ただの豚であることが分かった。つまり、あてにならない声望を元に評価を下すと、ろくな人物がこない、と批判しているのである。そして、

今世主の士に於けるや、目に賢を見るも則ち敢へて用ひず、耳に賢を聞くも則ち及ばざるを恨む。自ら知ること有ると雖も、猶ほ取る能はず、①必ず更に羣司の擧ぐる所を待つは、則ち亦た麟鹿を失ひて艾豸を獲るを懼るるがごとし。奈何ぞ其の分かつたざる者ぞ。未だ風雨の変に遇はざる者の故なり。②一朝の奇政をして雨集せしむれば、則ち險隘の徒、鬪茸の質も亦た將に別ならんとす（賢難篇⁽²⁸⁾）。

①さらに悪いことに、君主は間違いを犯す（麟鹿を失ひて艾豸を獲るを懼るる）ことを恐れて、羣司に（間違つた評価によって）士が挙げられるのを待つ。

↓それを分けるにはどうすればよいのか。

②「一朝の奇政をして雨集せしむる」ことであるという。「一朝の奇政」の意味が取りづらいが、ようは、先の「烈風興りて沢雨作り」の人の場合、ということ。

国は賢を以て興る

↓つまり、雨を集めてそれに当てれば、「險隘の徒」「鬪茸の質」を弁別することができる。と述べている。

これによれば、王符は、「妬み」から「他人の評価」へと話を展開している。その理由は、彼は特に官位についているという確証はなく、実際に政治の場において「賢」人が受けるような「妬み」は、彼にはあまり関係がないからであろう。彼に直接関係があるのは、「閭閻の凡品」の評価なのである。そして、その評価が恣意的だったり、間違っていたりすると彼としては非常に困るわけである。

さて、当時において、官途に就くためには、孝廉にあげられることが一般的なルートであった。福井重雅によれば、漢代を通じて行われた官吏登用の方法は、選挙と辟召があり、選挙の中でも特に常科に分類される孝廉・茂才は、郷里の選挙として郷里における評判により推挙されるという形式であった⁽³⁰⁾。その実態について、永田英正は、「官僚とか豪族は地方郷党における発言力とも相まって本来的に評価が与えられており、彼らが官僚の子弟であり豪族であるということだけで、それなりの声望を具備」しており、「（郡太守・国相は）保身のためにも高官の子弟や豪族を選ぶことになり、やがてはそうすることがかえって無難な策と考えられるに至つ」たため、「後漢の選挙が特定の階層に集中し、しだいに固定化していった」と述べる⁽³¹⁾。これを踏まえて先の王符の「他人の評価」への記述をみると、彼の執拗な批判は、孝廉へと向けられ、そしてさらにその先にある郷里における固定化された評価軸・評価へと向かっているこ

とが理解できよう。また、この問題が「鄧騭専権」下のものである、という仮説を補強するものとして東晋次の研究がある。⁽³²⁾ 東によれば、鄧騭の「推進天下賢士」政策の目的は、官僚としての有能な人材の把握だけでなく、広い範囲における地方豪族の地域の規制力を利用し、さらに声名ある人士の拔擢にあり、逆に、南陽・潁川・汝南以外の「地方」人士が官界に進出するためには、外戚⁽³³⁾である鄧氏政權に依拠しなければならぬ状況にあった、と述べる。つまり、王符の立場から見れば、「地方豪族の地域の規制力」をうまく利用しようとする鄧氏政權は、自身が官途に就くという点から見ると、不適切であった。そしてさらに、先ほどの「吠畝の佚民、山谷の隱士」に対する鄧騭の冷淡な態度を示す資料も存在する。『後漢書』列伝七十一 独行 李充伝に

充侍中に遷る。大將軍の鄧騭 貴戚にして時を傾け、下借する所無くして、充の高節なるを以て、毎に卑しくして之を敬す。嘗て置酒して充を請ふに、賓客堂に満ち、酒酣にし、騭跪づきて曰く、「幸ひに椒房に託し、位上將に列し、幕府初めて開き、天下の奇偉を辟きて、以て不逮を匡さんと欲す。惟れ諸君博く其の器を求めよ」と。充乃ち為に海内隱居懷道の士を陳ぶるも、頗る合はざる有り。騭其の説を絶たんと欲して、肉を以て之に啖はす。充肉を地に抵つて、曰く、「士に説くは猶ほ肉よりも甘し」と。遂に出で、徑に去る。騭甚だ之を望む。⁽³⁴⁾
……是れに由りて貴戚に非らる。

東は、この資料を取り上げ、鄧氏政權が如何に地方豪族の規制力を利用することを重視していたか、ということを描する。ただ、本稿の文脈から言えば、ここで注目するべきは、鄧騭が「海内隱居懷道の士」を評価しなかったという事実である。すなわち、先ほどの王符の発言は、「鄧騭専権」における政治姿勢と一致しているのである。

このような状況下（郷里における固定化された評価軸・評価・鄧騭の「海内隱居懷道の士」への無評価）になれば当然ともいえるが、王符の「賢」観念は、より個人重視的な性格を帯びていくことになる。それについては、節を改めて検討する。

三、王符の「賢」観念について

前段までで、王符の批判対象は、「鄧騭専権」であること、政治を任されるべき「賢」は、「妬み」により追い落とされ、恣意的で間違った評価によって「賢」が官途につけないことなどを指摘した。このような状況であれば当然ともいえるが、王符における「賢」は、より個人主義的な性格を帯びていき、それは、「是の故に賢愚は心に在り、貴賤に在らず」⁽³⁵⁾とあるが如くである。それについて述べたものとして、

所謂賢人君子とは、必ずしも高位厚禄富貴榮華の謂ひに非ざるなり。此れ則ち君子の宜しく有るべき所なるも、而れども其

の君子為る所以の者に非ざるなり。所謂 小人とは、必ずしも貧賤凍餒辱阨窮の謂ひに非ざるなり。此れ則ち小人の宜しく処るべき所なるも、而れども其の小人為る所以の者に非ざるなり(論榮篇)⁽³⁶⁾。

「高位厚祿富貴榮華」は、賢人君子のいるべきところであるが、それが賢人君子である理由にならない。「貧賤凍餒辱阨窮」は小人のいるべきところであるが、それが小人である理由にはならない、という。そして、

夫れ令譽は我より興りて二命は天より之を降す。詩に云ふ、「天 実に之を為す、之を何とか謂はんや」と。故に君子 未だ必ずしも富貴ならず、小人 未だ必ずしも貧賤ならず、或いは潜竜にして未だ用ひられず、或いは亢竜にして天に在るは、古より以て然り。今 俗士の論を觀るや、族を以て徳と挙げ、位を以て賢と命く、茲れ論の一体を得たりと謂ふ可きも、而れども未だ論の淑真に至るを獲ざるなり(論榮篇)⁽³⁷⁾。

そもそも、ほまれとは自分から興りて二命(良い位)に在ること、卑賤であること)は天から降るものである。『詩經』邶風 北門に、「天の為すことだから、これは仕方ないのだ」と。だから、君子は富貴とは限らず、小人は貧賤とは限らないのだ、と。そして、「俗士の論」は、族門によって徳であるとし、官位によって賢であるとする。これは、論の一部では正しいのかもしれないが、論の「淑真(真実)」に至ることはできていない、と。

国は賢を以て興る

王符は、「令譽」は自分自身の問題、「富貴・貧賤」は天の問題であるとする。この二元構造は、彼の思想を貫いている。この考えについて、さらに敷衍して、

論ずるに若し必ず族を以てすれば、是れ丹宜しく禪るべくして舜 宜しく誅すべく、鮒 宜しく賞すべくして友 宜しく夷ぐべきなり。之を論ずるに必ずしも族を以てす可からざるや是の若し(論榮篇)⁽³⁸⁾。

論ずるに若し必ず族を以てすれば、則ち是れ両王(幽王・厲王) 世士為りて二処(顔淵・原思) 愚鄙為るなり。之を論ずるに必ずしも位を以てす可からざるや、又是の若し(論榮篇)⁽³⁹⁾。

ここで述べられるのは、人を論じる際に、族や位を以てすることの無意味さである。つまり、先にも述べたが彼の中では、日原利国も述べるように、あくまで賢か否かという問題は、「個人」に帰するものであり、それ以外のものでもって語ることは許されないのである。このようであるならば、君主が「賢」を招く際には、族や位といったものに縛られることのないようにするべきである。

①明君 衆に蒞み、務めて言を下して以て外に昭らかにし、敬ひて卑賤を納れて以て賢を誘ふなり。其れ言を距ぐこと無きは、未だ必ずしも言ふ者之を尽く用ふ可からざるなり、乃ち無用を距みて有用を讓くを懼るるなり。其れ賤しきを慢ること無きは、未だ必ずしも其の人 賢を尽くさざるなり、乃ち不肖を慢りて賢望を絶つるを懼るるなり。②是が故に聖王 小を表して以て

大を厲おとひ、鄙を賞して以て賢を招けば、然る後に良士は朝に集まり、下情は君に達するなり。③故に上に遺失の策無く、官に

乱法の臣無し。此れ君民の利する所にして奸佞の患ふ所なり

(明闇篇)⁽⁴⁰⁾。

①明君は、言をよく外に下し、卑賤なものを敬って賢人を誘うべきである。

②その理由は、賢不賢や有用無用を問わずに士を招けば、良士が朝廷に集まり、下々の現状が君主に通りやすくなる、というものである。

これは、「先づ隗より始めよ」のような論法であって、先にあげた資料と合わせて考えてみると、(王符の)理想世界においては、「賢」であることは「個人」に帰するものであって、族や位(の尊卑)には関係ない。

③君主はそれを分かつたうで、一挙に賢を招けば、君主には誤った詔勅は無く、官吏には法を乱す臣下はない、と彼が考えていることが分かる。

つまり、王符における「賢」とは個人の資質が重要なのであり、君主が「賢」を招く際には、族や位といったものに縛られることのないようにするべきである、ということに尽きる。そしてこの思考方法は、直接的にはないにせよ、後世に受け継がれるものであった。それについては、次に述べることにする。

四、個人主義から唯才主義へ

後漢末において活躍した曹操は、いわゆる、「唯才主義」というものを唱えていたことは、周知のとおりである。⁽⁴¹⁾資料上では、『三国志』卷一 武帝紀に記されている。本項では、建安十五年条・十九年条を取り上げる。

(建安十五年条) 令を下して曰く、「……若し必ず廉士にして後用ふ可ければ、則ち斉桓 其れ何を以てか世に覇たるや。

今 天下に褐を被り玉を懐きて涓浜に釣る者(≡管仲) 有ること無きを得るか。又 嫂を盗み金を受けて未だ無知に遇はざる者(≡陳平) 無きを得るか。一三子 其れ我を佐け仄陋を明揚するに、唯だ才のみ是れ挙げよ。吾 得て之を用ひん」と。⁽⁴²⁾

(建安十九年条) 令して曰く、「夫れ有行の士は未だ必ずしも進取すること能はず、進取の士は未だ必ずしも有行すること能はざるなり。陳平は豈に篤行にして、蘇秦は豈に守信なるか。

而れども陳平は漢業を定め、蘇秦は弱燕を濟ふ。此れ由り之言へば、士に偏短有り、庸ぞ廃す可きや。有司 此の義を明思すれば、則ち士に遺滞無く、官に廢業無し」と。⁽⁴³⁾

これらを見れば、曹操が士を得るのに、「唯だ才のみ是れ挙げよ」と考えていることがよく分かる。それさえあれば、管仲でも、陳平でも、蘇秦でも、みな取り立てるべきだ、としている。渡邊義浩

は、この「唯才主義」について、孝廉を典型とする漢代の郷孝里選が依拠した儒教的察挙規準の否定である、と述べる⁽⁴⁴⁾。首肯すべき意見だろう。そして、曹操が「唯才主義」の典型例として挙げた陳平は、『潜夫論』でも賢人の代表例として顕彰されている。

士を用ふるに其の国士に非ざるを患へざるも、而れども其の忠に非ざるを患ふ。世に臣無きを患ふに非ざるも、而れども其の賢に非ざるを患ふ。……陳平、韓信は、楚俘なるも、而れども高祖 以て藩輔と為し、実に四海を平げ、漢室を安んず。衛青、霍去病は、平陽の私人なるも、而れども武帝 以て司馬と為し、実に北狄を攘ひ、河西を郡とす。惟だ其れ任ずるのみなれば、何の卑遠か之れ有らん⁽⁴⁵⁾（論策篇）。

この段は、「楚俘」や「私人」であつても高祖や武帝は彼らに任じたことによつて、中国に安寧をもたらしたことを述べるものである。もちろん、直接的に陳平などが賢人と述べているわけではない。けれども、王符の根本に、「折衝安民、要在任賢」という「任賢」思想があることを考えれば、陳平らが賢人と見なされていたことは明らかであろう。そしてまた、「唯才主義」が孝廉の否定したものであるならば、三で明らかにしたように、それは王符の孝廉批判に合致する。

上に述べたことに大過なければ、曹操の「唯才主義」そのものが王符『潜夫論』にあつたとは言えないけれども、「唯才主義」の思想的系譜に位置づけることは可能になるだろう。

国は賢を以て興る

おわりに

王符『潜夫論』は、現状批判の書である。本稿では、一において具体的な批判対象が「鄧騭専権」であることを指摘し、二で、郷里における固定化された評価軸や評価・鄧騭の「海内隱居懷道の士」への無評価という状況下では「賢」は用いられないため、王符の賢人観は個人主義に傾くことをのべ、三で、そうならなければならぬ状況にあつたという点を強調しながら、先行研究でも述べられているように、あくまで賢か否かという問題は、「個人」に帰するものであり、それ以外のものでもつて語ることは許されないのであるということを確認し、四でそれが曹操の「唯才主義」へと向かう思想的系譜の中に位置づけられることを示した。

賢人を重視する思想は、儒家に限らず、どの思想でも同様である。ただ、後漢が下降期に向かい始めた後漢中期において、賢人⁽⁴⁶⁾に任ずることによつて国を救い、族門などにこだわらず「賢」なる人物を用いるべきであるという思想、すなわち、「国は賢を以て興る」は王符を「唯才主義」の思想的系譜に位置づけるとともに、同時代において彼固有のものとして考えることができるだろう。そのような意味で、王符は後漢中期におけるメルクマールとして認識するべきである。

注

- (1) 底本には、『潜夫論箋校正』（中華書局、一九八五年）を用い、『潜夫論逐字索引』（商務印書館、一九九五年）も参照した。適宜文字を変えた場所があるが、その場合は慣例に従い記している。
- (2) これについては、渡部東一郎「王符における徳治と法治、及び法治正当化の論理について」（『紀要（郡山女子大学）』五一、二〇一五年）に詳しい。
- (3) 前掲渡部論文。
- (4) 渡邊義浩「後漢国家の支配と儒教」（雄山閣、一九九五年）・同氏「後漢における「儒教国家」の成立」（汲古書院、二〇〇九年）参照。
- (5) 劉文英「王符評伝」（南京大学、二〇〇九年）。
- (6) 日原利国「王符の法思想」（『東洋の文化と社会』六、一九五七年。のち、同氏「漢代思想の研究」研文出版、二〇〇九年に所収）。
- (7) 馬場英雄「王符の批判とその理念」（『國學院雜誌』一〇一―一、二〇〇〇年）。
- (8) 規解官帰里、拠本伝在延熹五年、則符之著書在桓帝時、故所説多切漢末弊政（『四庫提要』卷九十一 子部一 儒家類）。
- (9) 張寛「潜夫論校注」（岳麓書社、二〇〇八年）。
- (10) 渡邊義浩「後漢の羌・鮮卑政策と董卓」（『三国志研究』一〇、二〇一五年。のち、『三国志よりみた邪馬台国』汲古書院、二〇一六年に所収）は、一一一年に龐参によって提出されたものが、第二次涼州放棄論とする。本稿では、この区分に従う。
- (11) 中嶋隆蔵「王符の天人論について——後漢時代における天人論の展開」（『文化』三三―二、一九六九年）。
- (12) 矢野野隆男「王符の政治思想における〈智〉」（『中国研究集刊』一〇、一九九一年）も、中嶋の見解に従っている。ただ、後に触れるが、志氏姓篇に、「太后崩後、群奸相参、競加譖潤、破壊鄧氏、天下痛之」とあるから、少なくとも鄧太后が死去した一一一年以後にこの篇は成立したことになる。
- (13) 金發根「王符生卒年歳の考證及潜夫論寫定時間的推論」（『中央研究院歷

史語言研究所集刊』四〇下冊、一九六七年）は、志氏姓篇に、「後漢新野鄧禹、以佐命元功封高密侯。孫太后天性慈仁蔽明、約勅諸家莫得權、京師清淨、若無貴戚。勤思憂民、昼夜不怠。是以遭羌兵叛、大水饑饉、而能復之、整平豊穰。太后崩後、群奸相参、競加譖潤、破壊鄧氏、天下痛之」とあるのを根拠に、『潜夫論』に散見される外戚批判は、鄧氏ではなく、梁氏政権を対象にしているという。しかし、それでは「救辺」「辺議」「実辺」篇で展開される批判は何を対象にしているのか。そして、他篇に見える年代的な符合は、如何に解釈するべきか。金は、それらで展開される批判は、「永初の乱」を対象にしていると認めている。その時の専権者は、鄧太后・鄧騭である。つまり、金の行論には、矛盾が存在している。これについては、以下のように考えるべきであろう。すなわち、王符の批判対象は、鄧騭並びにそれに与するものであり、鄧太后の「臨朝」自体ではなかった、と。

渡邊義浩「後漢時代の外戚について」（『史峯』五、一九九〇年。のち、同氏「後漢国家の支配と儒教」汲古書院、一九九五年に所収）によれば、鄧太后の「臨朝体制」は、『白虎通』の記述に基づき、擬似皇帝権力として正当性が保証されていたという。この見解によれば、王符の批判対象が鄧騭の専権、ないし鄧騭周辺のものたちに対してであり、鄧太后の「臨朝」自体ではなかったと考えることができよう。実際に『潜夫論』では、「公卿・師尹」や「長吏」、「将帥」に対する批判や、「女妹の寵を頼りにして士に驕る」者に対する批判は繰り返されるが、鄧太后を直接さしているかのような箇所は見受けられず、むしろ先の志氏姓篇の記述をみればわかるように、評価している。以下、本稿では王符の批判対象を「鄧騭専権」とするが、それは鄧太后の「臨朝」自体に対する批判を含めることではないこと、明記する。

- (14) 前掲馬場論文。
- (15) 往者羌虜背叛、始自涼・并、延及司隸、東禍趙・魏、西鈔蜀・漢、五州残破、六郡削迹、周迴千里、野無孑遺、寇鈔禍害、昼夜不止、百姓滅没、

日月焦尽。而内郡之士不被殃者、咸云当且放縱、以待天時。用意若此、豈人心也哉。

(16) 前羌始反、公卿・師尹咸欲捐棄涼州、却保三輔、朝廷不聽。後羌遂侵、而論者多恨不從惑議。余竊笑之。所謂媿亦悔、不媿亦有悔者爾、未始識變之理。地無辺、無辺亡国。……今不厲武以誅虜、選材以全境、而云辺不可守、欲先自割、〔示〕傾寇敵、不亦惑乎。

(17) 虜及公卿以国用不足、從參議、衆多不同、乃止〔後漢書〕列伝四十一 龐參伝。

(18) 前羌始反時、將帥以〔定〕〔守〕令之群、籍富厚之蓄、挾列城而〔氣〕〔處〕利勢、〔權〕〔擁〕十萬之衆、將勇傑之士、以誅草創新叛散乱之弱虜、擊自至之小寇、不能擒滅。……此非天之災、長吏過爾。

(19) 冬、遣軍騎將軍鄧騭、征西校尉任尚副、將五營及三河・三輔・汝南・南陽・潁川・太原・上党兵合五萬人、屯漢陽。明年春、諸郡兵未及至、鍾羌數千人先擊敗騭軍於冀西、殺千余人〔後漢書〕列伝七十七 西羌伝。

(20) 今世得位之徒、依女妹之寵以驕士、藉元竜之勢以陵賢、而欲使志義之士、匍匐曲躬以事己、毀顔諂諛以求親、然後乃保持之、則貞士採薇凍餒、伏死巖穴之中而已爾、豈有肯踐其闕而交其人者哉。

(21) 今世俗之人、自慢其親而憎人愛之者不少也。豈独品庶、賢材時有焉。鄧通幸於文帝、尽心而不違、吮癰而無愆色。帝病不瘳、從容曰、天下誰最愛朕者乎。鄧通欲称太子之孝、則因対曰、莫若太子之最愛陛下也。及太子問疾、帝令吮癰、有難之色、帝不悅而遣太子。既而聞鄧通之常吮癰也、乃慚而怨之。及嗣帝位、遂致通罪而使至於餓死。故鄧通其行所以尽心力而無害人、其言所以誉太子而昭孝慈也。太子自不能尽其称、則反結怨而帰咎焉。称人之長、欲彰其孝。且猶為罪、又況明人之短矯世者哉。

(22) ○○にくらべてと記したことは、理由がある。この段に続いて、「且れ凡そ士の賢為る所以の者は、其の言と行ひとを以てするなり。忠正の言は、徒だ人を誉むるのみに非ず、必ず触す有り。孝子の行ひは、徒だ吮癰

するのみに非ず、必ず駁す有り。然らば則ち循行論議の士の嫉妬の名に遇はず、刑戮の咎に免るるを得る者は、蓋し其れ幸者なり。比干の心を剖くる所以、箕子の奴と為る所以、伯宗の以て死し、宛の以て亡す」とあり、「正確に言えば王符の「賢」はただ褒めるだけでなく、ただ吮癰するだけのものではない。つまり、鄧通は王符の求める完全な「賢」者ではないこと、確認しておきたい。

(23) 折衝安民、要在任賢、不在促境。齊・魏却守、国不以安。子嬰自削、秦不在。武帝攘夷拆境、……武軍所嚮、無不夷滅。

(24) 凡有国之君者、未嘗不欲治也、而治不世見者、所任不賢故也。世未嘗無賢也、而賢不得用者、羣臣妬也。

(25) 夫国不乏於妒男也、猶家不乏於妒女也。近古以来、自外及内、其争功名妒過己者豈希也。予以惟兩賢為宜不相害乎。然也、范睢絀白起、公孫弘抑董仲舒、此同朝共君龍禄争故耶。惟殊邦異途利害不干者為可以免乎。然也、孫臏修能於楚、龐涓自魏變色、誘以刑之。韓非明治於韓、李斯自秦作思、致而殺之。嗟士之相妒豈若此甚乎。此未達於君故受禍邪。惟見知為可以將信乎。然也、京房數与元帝論難、使制考功而選守。晁錯雅為景帝所知、使条漢法而不乱。夫二子之於君也、可謂見知深而寵愛殊矣、然京房冤死而上曾不知、晁錯既斬而帝乃悔。此材明未足衛身故及難邪。惟大聖為能無累乎。

然也、帝乙以義故囚、文王以仁故拘。夫体至行仁義、挾南面師尹卿士、且猶不能無難、然則夫子削跡、叔向縲紲、屈原放沈、賈誼貶黜、鐘離靡替、何敵束縛、王章抵罪、平阿斥逐、蓋其輕士者也。

(26) 故所謂賢難也者、非賢難也、免則難也。彼大聖羣賢、功成名遂、或爵侯伯、或位公卿、尹拋天官、東在帝心、宿夜侍宴、名達而猶有若此、則又况乎吠歔佚民、山谷隱士、因人乃達、時論乃信者乎。此智士所以鉗口結舌、括囊共默而已者也。

且閭閻凡品、何独識哉。苟望塵剽声而已矣。觀其論也、非能本閭〔閭〕之行跡、察臧否之虛實也。直以面誉我者為智、諂諛己者為仁、処茲利者為行、窃禄位者為賢爾。豈復知孝悌之原、忠正之直、綱紀之化、本途之帰哉。

此鮑焦所以立枯於道左、徐衍所以自沈於滄海者也。

- (27) 諺曰、「一犬吠形、百犬吠声」世之疾此固久矣哉。吾傷世之不察真偽之情也、故設虛義以喻其心曰、今觀宰司之取士也、有似於司原之佃也。昔有司原氏者、燎獵中野、鹿斯東奔、司原縱謀之。西方之衆有逐豸者、聞司原之謀也、競舉音而和之。司原聞音之衆、則反輟己之逐而往伏焉、遇夫俗(惡)〔豎〕之豸。司原喜而自以獲白瑞珍禽也、尽芻豢單困倉以養之。豕俛仰[○]呻、為作容声、司原愈益珍之。居無何、烈風興而沢雨作、灌巨家而(惡)〔豎〕塗淪、逐駭懼、真声出、乃知是家之艾豨爾。此随声逐響之過也。衆遇之未赴信焉。

- (28) 今世主之於士也、目見賢則不敢用、耳聞賢則恨不及。雖自有知也、猶不能取、必更待羣司之所舉、則亦懼失麟鹿而獲艾豨。奈何其不分者也。未遇風雨之變者故也。俾使一朝奇政(両)〔雨〕集、則險隘之徒、鬪茸之質亦將別矣。

- (29) 『後漢書』列伝三十九 王符伝に、「安定の俗は庶孽を鄙み、而して符外家無く、郷人の賤しむ所と為る。和、安の後より、世 游宦に務め、当塗者 更も相薦引するも、而れども符独り耿介として俗に同ぜず、此れを以て遂に升進するを得ず(安定俗鄙庶孽、而符無外家、為郷人所賤。自和安之後、世務游宦、当塗者更相薦引、而符独耿介不同於俗、以此遂不得升進)とある。

- (30) 福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』(創文社、一九八八年)。

- (31) 永田英正『漢代の選挙と官僚階級』(『東方学報』四一、一九七〇年)。

- (32) 東晋次『後漢中期政治試論——鄧氏専權を中心に——』(『愛媛大学教育学部紀要』一七、一九八五年。のち、同氏『後漢時代の政治と社会』名古屋大学出版会、一九九五年に所収) 参照。本稿では、著書を特に参照した。屋大出版会、一九九五年に所収) 参照。本稿では、著書を特に参照した。

- (33) 東は、外戚でなく「貴戚」を用いる。

- (34) 充遷侍中。大將軍鄧騭貴戚傾時、無所下借、以充高節、每卑敬之。嘗置酒請充、賓客滿堂、酒酣、騭跪曰、幸託椒房、位列上將、幕府初開、欲辟天下奇偉、以匡不逮。惟諸君博求其器。充乃為陳海内隱居懷道之士、頗有

不合。騭欲絶其説、以肉啖之。充抵肉於地、曰、説士猶甘於肉。遂出、徑去。騭甚望之。……由是見非於貴戚。

- (35) 是故賢愚在心、不在貴賤(本政篇)。

- (36) 所謂賢人君子者、非必高位厚祿富貴榮華之謂也。此則君子之所宜有、而非其所以為君子者也。所謂小人者、非必貧賤凍餒阨窮之謂也。此則小人之所宜処、而非其所以為小人也。

- (37) 夫令譽從我興而二命自天降之。詩云、「天矣為之、謂之何哉。」故君子未必富貴、小人未必貧賤、或潜竜未用、或元竜在天、從古以然。今觀俗士之論也、以族舉徳、以位命賢、茲可謂得論之一体矣、而未獲至論之淑真也。

- (38) 論若必以族、是丹宜禪而舜宜誅、鮒宜賞而友夷也。論之不可必以族也若是。

- (39) 論若必以位、則是両王(是)為世士而二処為愚鄙也。論之不可必以位也、又若是焉。

- (40) 明君蒞衆、務下言以昭外、敬納卑賤以誘賢也。其無距言、未必言者之尽可用也、乃懼距無用而讓有用也。其無慢賤、未必其人尺賢也、乃懼慢不肖而絶賢望也。是故聖王表小以厲大、賞鄙以招賢、然後良士集於朝、下情達於君也。故上無遺失之策、官無乱法之臣。此君民之所利而奸佞之所患也。

- (41) 王定璋『曹操対謀臣的態度』(『社会科学』一九八六、四、一九八六年)・朱子彦『曹操用人政策的再評価』(『人文雜誌』一九八七—五、一九八七年)などを参照。

- (42) 下令曰、……若必廉士而後可用、則齊桓其何以覇揚。今天下得無有被褐懷玉而釣于渭濱者乎。又得無盜嫂受金而未遇無知者乎。一三子其佐我明揚仄陋、唯才是舉。吾得而用之(『三國志』卷一 武帝紀 建安十五年条)。

- (43) 令曰、夫有行之士未必能進取、進取之士未必能有行也。陳平豈篤行、蘇秦豈守信邪。而陳平定漢業、蘇秦濟弱燕。由此言之、士有偏短、庸可廢乎。有司明思此義、則士無遺滞、官無廢業矣(『三國志』卷一 武帝紀 建安十九年条)。

- (44) 渡邊義浩『三國時代における「文学」の政治的宣揚——六朝貴族制形成

史の視点から」〔『東洋史研究』五四―三、一九九五年。のち、同氏『三国
政權の構造と「名士」』汲古書院、二〇〇四年所収〕などを参照。

(45) 用士不患其非国士、而患其非忠。世非患無臣、而患其非賢。……陳平、
韓信、楚俘也、而高祖以為藩輔、實平四海、安漢室。衛青、霍去病、平陽
之私人也、而武帝以為司馬、實攘北狄、郡河西。惟其任也、何卑遠之有。

(46) 多田狷介「黄巾の乱前史」〔『東洋史研究』二六―四、一九六四年。のち、
同氏『漢魏晋史の研究』汲古書院、一九九九年に所収〕参照。